

① 日常業務として実施される仕組みが構築されており、今後は推進箇所ですべて自律的に管理するもの
② 19年度に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
③ 20年度以降に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの

別紙2 (1/7)

再発防止対策行動計画実施状況（経済産業省からの行政処分および指示等）

- ① 日常業務として実施される仕組みが構築されており、今後は推進箇所で自律的に管理するもの
- ② 19年度に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
- ③ 20年度以降に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの

課 題		対 策	具体的な取組み	推進箇所	平成19年度													実施状況	20年度の 取り組み
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
V 行政処分 （保安規程の変更命令）		【処分1】 保安規程の変更	◎ 主任技術者に対する責任と権限の付与、独立性の確保、責任範囲を適切な規模とする。 ◎ 保安教育として電気事業法等の法令に関する教育プログラムを追加する ◎ 工事計画の届出手続きが確実に行われていることを確認するための仕組みを整備する	◆火力事業本部火力G ◆電力流通事業本部工務G ◆土木建築室土木G	変更内容の検討 保安規程届出 運用 変更内容の検討 保安規程届出 運用 変更内容の検討 保安規程届出 運用													・ 保安規程の変更命令を踏まえ、主任技術者の独立性の確保や保安教育の充実等を明記し、届出（H19.7.31）を行った。	①
VI 指示等	原子力分野①	【指示1】 経営責任者による安全確保への関与強化	◎ 国に対する報告を行うべき事象、またはこれと同様の重大な事態が発生した場合において、経営責任者へ適切な報告がされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与の強化を図る	◆原子力事業本部 発電G	メール等による報告（継続） 社内規則の改正 社内委員会への報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告 報告													・ 社内規則を改正し、社長を含む上層部への報告体制の明確化を図るとともに、社内委員会への報告時に受けた安全確保の指示事項をフォローする体制を定め、運用している。	③
	原子力分野②	【指示2】 原子炉等規制法・電気事業法、関係法令を遵守するための保安	◎ 保安教育の徹底、主要法令（原子炉等規制法・電気事業法およびこれらの法律の下位法令も含む）に関する教育の改善により、原子炉等規制法・電気事業法、関連法令を遵守した上で、業務の遂行ができるようにする	◆原子力事業本部 原子力企画G	保安教育徹底の指示 保安教育の実施 主要法令に関する教育実施状況のレビュー 改善の実施（内容充実） 教育の新設など													・ 保安教育の徹底に関する周知徹底を行ない、保安教育を継続して実施している。また、主要法令に関する教育のレビューを実施し、教育内容の改善を図っている。	①
	原子力分野③	【指示3】 警報等印字記録（アラームタイパー）の原子力保安検査官による監視等	◎ 原子力発電設備における警報発信状況を原子力保安検査官が毎日の巡視・点検活動の一環として確認できるよう警報出力の記録を保存する。また、必要に応じ、警報出力の内容が現地保安検査官事務所で監視できるよう設備改造を実施する	◆原子力事業本部 発電G	記録保存に関するルール策定 社内規則の改正 記録保存 「検査制度運用改善P.T（国・原子力安全基盤機構・電気事業連合会）」における検討 P.T検討状況のフォロー（実施に向けた事前準備等）													・ 警報出力の記録保存方法について社内規則に規定した。 ・ 20年度中の設備改造を目的に仕様等を調整している。 （ ）は、原子力安全・保安院のスケジュール	③
	原子力分野④	【指示4】 原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスに対する協力	◎ 原子力保安検査官が事業者の同行なしで原子炉施設を確認すること（エスコートフリー）に協力する	◆原子力事業本部 発電G	事前教育の実施（都度） 立入制限区域に関する情報伝達（都度） 社内規則の改正													・ 全ての原子力発電所において、エスコートフリーへの対応を実施している。	①
	原子力分野⑤	【指示5】 原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	◎ 原子炉主任技術者が、その保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするとともに、原子炉の運転に従事する者が、原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にするため、原子炉主任技術者の独立性を担保できる体制を確立する	◆原子力事業本部 安全防災G 原子力企画G	体制検討 社内規則の整備の検討 社内規則の改正 保安規定手続き 申請 認可													・ 原子炉主任技術者に必要な責任と権限を付与するとともに、原子炉の運転に従事するものが原子炉主任技術者の指示に従うことを明記した原子炉施設保安規定の変更申請を行い、国の認可を受けた。	①
	原子力分野⑥	【指示6】 原子力発電施設の保安検査の結果の公開	◎ 保安検査結果の現地保安検査官による現地報道機関等への説明の機会に、事業者も当該四半期における事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取り組み状況等を説明することにより、説明責任を果たす	◆原子力事業本部 安全防災G 発電G	説明内容等の検討 参考：トラブル等に関する定例【月例】発表（継続） 保安検査結果の公表 （ ）は、原子力安全・保安院のスケジュール													・ 保安検査結果の公表時に同席し、安全向上への取り組み等について、説明を行っている。	③
	原子力分野⑦	【指示7】 「原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）」への登録の推進	◎ ニュースシアへの積極的な登録を進めることで、電力会社をはじめ、関係者間で拡充の仕組み、活用方策等について検討する	◆原子力事業本部 発電G	電事連大の活動と連携 社内規則反映 運用													・ 変更されたニュースシアへの登録基準に基づき、情報の登録を行なうとともに、PWR事業者連絡会等により、情報の共有化を図っている。	①
	原子力分野⑧	【指示8】 運転上の制限の逸脱が発生した場合の国への通報	◎ 運転上の制限の逸脱が発生した場合には国に対して通報を確実に行う	◆原子力事業本部 発電G	炉規則19条の1.7に関する原子力安全・保安院文書に基づく対応を実施（継続）													・ 社内規則に基づき、国への通報を実施している。	③
火力・水力 分野①		【指示9】 電気事業法、関係法令を遵守するための保安教育の徹底	◎ 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するための保安教育を徹底するとともに、技術面の確実な教育訓練を徹底する	◆火力事業本部火力G ◆電力流通事業本部工務G ◆土木建築室土木G	保安教育の実施（従来より実施） 保安教育の実施の周知・徹底 保安教育の実施													・ 全社に対し法令教育の徹底について通知を行うとともに、現場においては職場懇談会等で、通知内容について周知徹底を行った。	①
火力・水力 分野②		【指示10】 各部門間の情報共有	◎ 原子力、火力、水力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図る	◆原子力事業本部発電G ◆火力事業本部火力G ◆電力流通事業本部工務G ◆土木建築室土木G	部門横断技術連絡会 部門横断技術連絡会 部門横断技術連絡会													・ 「部門横断技術連絡会」において、技術情報サイトの活用の仕組みを検討の上、運用している。 ・ 20年度に、部門間の情報共有を受けた対応方法（フロー）を社内規則に制定予定。	②
火力・水力 分野③		【指示11】 他社、他産業から得られた教訓の的確な反映	◎ 火力、水力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を安全確保に的確に活用する仕組みを構築する	◆火力事業本部火力G ◆電力流通事業本部工務G ◆土木建築室土木G	電事連大の活動と連携して対応 事故情報連絡会設置 第1回事故情報連絡会 第2回事故情報連絡会													・ 電事連主催の情報連絡会（情報共有委員会）等により入手した事象について、情報共有を図るとともに、対応要否の検討を行った。	②
全社		【評価4】 再発防止対策を確実にフォローしていく体制づくり	◎ 再発防止対策の行動計画の実効性をあげるための体制（仕組み）を構築し、対策のフォロー・推進を図るとともに、経営トップへの報告・第三者による検証を確実に実施し、対外的な説明責任を果たしていく	◆経営監査室 監査総括G	「再発防止対策フォロー部会」設置準備 部会開催 部会設置 社長への報告 経営監査委員会への報告													・ 各推進箇所が実施する再発防止対策をフォローする体制として、「再発防止対策フォロー部会」を設置し、各推進箇所へ必要な指示を行った。 ・ 部会にて確認した対策の進捗状況について、社長、社内の「発電設備点検委員会」および社外第3者を含む「経営監査委員会」に報告を適宜行うとともに、19年度の実施状況を公表（H20.4.23）。	④

再発防止対策行動計画実施状況（原子力）

① 日常業務として実施される仕組みが構築されており、今後は推進箇所で自律的に管理するもの
② 19年度に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
③ 20年度以降に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
④ ②③が日常業務として実施される仕組みが構築されるまで、モニタリングを行うもの

課 題	対 策	具体的な取組み	推進箇所	平成19年度													実施状況	20年度 取り組
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
Ⅰ 第一線職場への支援策の充実	【原1】 法令相談窓口の明確化	◎ 原子力事業本部、各発電所から各業務関連主要法令ごとに担当者（法令ネットワークキーマン）を指名し「法令ネットワーク」を構成する ・法令改正時に、法令改正に関する情報を、法令改正の内容および改正の趣旨を解説したうえで、業務上関連する部署に配信する ・各所からの手続き要否の相談窓口となる	◆原子力事業本部 発電G	法令ネットワークの構築、試運用 法令ネットワークキーマンの選出 試運用開始 本格運用開始													・各業務関連主要法令ごとに法令相談窓口を明確化する法令ネットワークを構築し、本格運用を開始している。	③
	【原2】 法令教育の充実	◎ 法令ネットワークキーマンを養成し、力量を付与する ◎ 法令に関する知識を付与する ・法令ネットワークキーマン以外の者に対して、職場内教育などにより、伝達教育を実施する ・今後の実施状況を助案し、原子力部門の教育体系に組み込むことも検討する	◆原子力事業本部 原子力企画G ◆原子力事業本部 原子力企画G	法令ネットワークキーマンの養成 知識付与の教材など整備 知識の付与（職場内教育など）													・法令ネットワークキーマンへの知識付与として、社外セミナーを受講させるとともに、職場内教育などを行い、キーマン以外のものに対しても知識付与を行っている。	①
	【原3】 マニュアル・手順書等の整備 （法令手続き審査方法等の強化）	◎ 溶接検査要否判断支援ツールを整備する ・溶接検査手続き要否の判断を確実にする方策を充実（色塗り系統図、フロー図他） ◎ 審査方法および体制を明確化する ・業務関連主要法令ごとに審査方法、体制を明確化し、法令手続き審査方法などの強化を図る	◆原子力事業本部 保修G、工事C ◆原子力事業本部 保修G、発電G	色塗り系統図作成要領検討 色塗り系統図作成 検査対象判定フロー図の運用・充実、解説書作成 溶接事業者検査に係る事項以外課題の抽出、検討 試運用開始 本格運用開始 溶接事業者検査に係る事項 ▼審査方法について周知 社内規則の改正、本格運用													・溶接事業者検査要否の判断支援ツールとして、色塗り系統図や判定フロー図を策定し運用している。 ・法令手続きの審査方法・体制を明確化し、審査の充実を図っている。	③
Ⅱ C S Rの更なる推進	【原4】 C S R推進委員会の設置	◎ 原子力事業本部および発電所で構成するC S R推進委員会を設置し、C S R推進活動計画の策定と実施状況のフォローを行うとともに現場の声を共有する 協力会社も含めた活動も重要であり、協力会社とC S Rに関する情報の共有化を図る	◆原子力事業本部 総務G	設置 委員会開催 委員会開催 委員会開催 C S R推進活動計画の策定・実施 協力会社との情報交換 協力会社との情報交換													・原子力事業本部および発電所で構成するC S R推進委員会を設置し、第4回委員会において、原子力事業本部大のC S R推進活動の評価および改善策を審議した。 ・協力会社との連絡会を開催し、C S Rに関する情報共有を図るとともに、第4回C S R推進委員会において、C S R推進活動の評価および改善策を審議した。	③
	【原5】 C S Rサイトの開設	◎ C S Rサイトを開設し、C S R推進委員会の活動状況を従業員に伝える。また、経営層のC S Rに関する思いを定期的に発信する	◆原子力事業本部 総務G	設 計 開 設 試運用 利用状況確認													・C S Rサイトを開設し試運用を行うとともに、第4回C S R推進委員会において、本サイトの評価および改善策を審議した	③
	【原6】 対話による意識改善活動の充実	◎ 膝詰め対話により、経営層のC S Rに関する思いを自らの言葉で現場第一線に直接伝え、現場従業員の意見を直接聞き取るなどの対話活動を通じて、従業員に企業倫理を浸透させるよう引き続き努める	◆原子力事業本部 原子力企画G、総務G	膝詰め対話 膝詰め対話													・C S Rをテーマとした膝詰め対話を実施し、対話による意識改善活動を実施した。	①
	【原7】 コンプライアンス研修の充実	◎ 日本原子力学会倫理委員会の委員等の社外専門家を招き研修を実施し、倫理観の高揚を図る ◎ 社外専門家を招き研修を実施し、品質記録や説明責任を中心に重要性の徹底を図る ◎ 県民視線での安全協定の捉え方について研修を実施し、安全管理意識の高揚を図る	◆原子力事業本部 原子力企画G ◆原子力事業本部 総務G ◆原子力事業本部 発電G	研修会 研修会 研修会													・倫理に関する研修を実施し、倫理観の高揚を図るとともに、研修後に実施したアンケートを踏まえ、教材の改善を実施した。 ・品質記録や説明責任に関する研修を実施し、重要性の徹底を図るとともに、研修後に実施したアンケートを踏まえ、研修内容の改善を実施した。 ・安全管理意識の高揚を図る研修を実施し、今後、アンケート結果を評価した上で研修の改善の検討を行う。	③
Ⅲ モニタリングの強化	【原8】 再発防止対策実施状況の確認・評価	◎ 再発防止対策に対して、その取組みが有効に機能していることを経営監査室が実施する監査の結果、品質目標の実施状況等を含め、マネジメントレビューで確実にフォローする	◆原子力事業本部 品質保証G	再発防止対策の実施 部門の品質目標設定 各階層の品質目標設定 品質目標のフォロー マネジメントレビュー													・再発防止対策の実施状況および経営監査室の監査結果等についてフォローを行い、再発防止対策が確実に実施されていることをマネジメントレビューで確認した。	④

再発防止対策行動計画実施状況（火力）

課 題	対 策	具体的な取組み	推進箇所	平成19年度													実施状況	20年度の 取り組み
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
Ⅰ 第一線職場への支援策の充実	【火1】 法令教育の充実	◎ 関係各法令規定内容の教育 今回労働安全衛生法の理解不足により、不適切な事象が発生したため、労働安全衛生法について今年度優先的に教育を実施する	◆火力事業本部 火力G ◆火力センター 品質・安全G	教育資料作成 (労働安全衛生法) → 関係法令研修 (労働安全衛生法) → 教育資料作成 (高圧ガス保安法) → 関係法令研修 (高圧ガス保安法)													・労働安全衛生法、高圧ガス保安法のe-ラーニングによる研修を実施するとともに、研修実施後のアンケートにより、研修の効果を確認した。	①
	【火2】 マニュアル・手順書等の 整備 (溶接事業者検査関係)	◎ (電事法) 溶接事業者検査手続きの要否判断に関する手順書の整備	◆火力センター 品質・安全G	暫定運用 → 社内規則へ反映 → 継続運用													・溶接事業者検査対象の判定のためのチェックシートを作成の上、社内規則に反映し運用を行っている。	③
	【火3】 マニュアル・手順書等の 整備 (特定化学設備定期自主 検査関係)	◎ (労安法) 特定化学設備の定期自主検査を確実に実施するための手順書の整備	◆火力エンジニアリング センター 保全基準G ◆火力センター 品質・安全G	点検基準等明確化 → 発電所保全基準へ反映 (点検時期に合わせて実施) 実施状況管理の 仕組み策定 → 社内規則へ反映 → 継続運用													・労働安全衛生法における定期自主検査の点検基準 (対象設備、点検項目および点検周期) を明確化し、各発電所へ周知を行った。周知以降、各発電所において点検時期に合わせて社内規則に反映していく。 ・特定化学設備の定期自主検査を確実に実施するための管理手順を社内規則に反映し、運用を行っている。	③
	【火4】 マニュアル・手順書等に 基づく業務実施	◎ (消防法) 整備済みの消防への通報に関する手順書による業務実施 ◎ (消防法) 整備済みの危険物製造所等、軽微な構造、設備等変更届出の要否判断に関する手順書による業務実施 ◎ (市条例 (消防関係)) 整備済みの火気使用届出の要否判断に関する手順書による業務実施 ◎ (労安法) 整備済みの第二種圧力容器の定期自主検査を確実に実施するための手順書による業務実施 ◎ (社内規則) 整備済みの判定基準を逸脱した場合の取扱いに関する手順書による業務実施 ◎ (社内規則) 整備済みの巡回点検が実施できない場合の取扱いに関する手順書による業務実施	◆火力センター 品質・安全G (内部監査実施箇所) ◆火力センター 品質・安全G (内部監査実施箇所) ◆火力センター 品質・安全G (内部監査実施箇所) ◆火力センター 品質・安全G (内部監査実施箇所) ◆火力センター 品質・安全G (内部監査実施箇所)	内部監査で評価 → 継続運用													・整備した各手順書が有効に機能していることを内部監査で確認した。	①
Ⅱ CSRの更なる推進	【火5】 品質保証教育の充実	◎ 今回、思い込みで図面確認を省略し、届出漏れが発生したことを鑑み、「必要な工程を踏まなければ、品質は保証できない」旨について、今回の事例をもとに教育する	◆火力事業本部 火力G ◆火力エンジニアリング センター ◆火力センター 品質・安全G	教育資料作成 → 管理者層に対する 集合研修 → アンケート評価 → INSS評価 職場内事例研修													・管理者層に対する品質保証に関する集合研修を実施するとともに、研修の効果を確認した。 ・毎月、第一線職場 (発電所、建設所、工事所等) で、品質保証に関する事例研修を実施した。 ・火力部門全員を対象に、(株) 原子力安全システム研究所 (INSS) によるアンケートを実施し、品質保証に関する意識レベルを定量的に評価した結果、品質保証全般の意識レベルが向上していることを確認した。	①
	【火6】 コンプライアンス研修の 充実	◎ H16年以降コンプライアンス事例研修等の様々な研修を継続的に実施。H16年以降に発生した意図的な改ざん等は認められていないため、現状の取組みを継続する	各職場単位で 実施 ◆火力事業本部 火力G	管理職による教育 (月1回程度) → INSS評価 教育資料作成 → 火力CSR行動の基礎研修 (e-ラーニング)													・毎月、管理職が各職場でコンプライアンスの重要性について指導を行った。 ・「火力CSR行動の基礎」について、e-ラーニングを実施するとともに、研修実施後のアンケートにより、研修の効果を確認した。 ・火力部門全員を対象に、(株) 原子力安全システム研究所 (INSS) によるアンケートを実施し、コンプライアンスに関する意識レベルを定量的に評価した結果、意識レベルが向上していることを確認した。	①
Ⅲ モニタリングの強化	【火7】 再発防止対策の確実な 実施とそのフォロー	◎ QMSで再発防止対策の進捗状況を確認・評価する	◆火力事業本部 火力G	トップマネジメントレビュー → トップマネジメントレビュー													・火力事業本部長を主査とするマネジメントレビューにおいて、再発防止対策の実施状況の確認および評価を実施した。	④

① 日常業務として実施される仕組みが構築されており、今後は推進箇所で自律的に管理するもの
② 19年度に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
③ 20年度以降に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
④ ②③が日常業務として実施される仕組みが構築されるまで、モニタリングを行うもの

再発防止対策行動計画実施状況（水力）

- ①日常業務として実施される仕組みが構築されており、今後は推進箇所で自律的に管理するもの
②19年度に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
③20年度以降に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
④②③が日常業務として実施される仕組みが構築されるまで、モニタリングを行うもの

課 題	対 策	具体的な取組み	推進課所	平成19年度													実施状況	20年度の 取り組み
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
Ⅰ 第一線職場への支援策の充実	【水1】 法令教育の充実	◎ 既存研修（集合教育・e-ラーニング）を活用した必要な法令手続き知識付与	◆電力流通事業本部 水力発電G ◆土木建築室 土木G ◆総務室 用地取得G	カリキュラムの整理（電専法・河川法等） 集合研修、e-ラーニングの実施													・電気事業法、河川法に関する教育資料を整備し、集合研修およびe-ラーニングを実施するとともに、実施後のアンケートや確認テストにより、研修の効果を確認した。	①
		◎ 技術基準の教育計画を作成し、実施する（読書発電所柿其えん堤洪水吐きゲートの事案に対する再発防止策）	◆土木建築室 土木G	教材、カリキュラムの作成 教材案に対する意見集約													技術基準解説書を作成し、各所からの意見・要望を集約した。	
	【水2】 法令手続きノウハウの蓄積と情報共有	◎ 「法令サイト」の充実および活用によるノウハウの蓄積と部門横断的な情報共有	◆電力流通事業本部 工務G	サイト充実策の検討 運用													・既設の法令に係るサイトを充実する形で、「電気事業法他関係法令サイト」として運用を開始し、各種法令手続きノウハウの蓄積と情報共有を図っている。	①
		◎ 既存の会議体を活用した各種法令手続きノウハウの情報共有	◆電力流通事業本部 工務G ◆土木建築室 土木G	保安業務調整会 土木保守連絡会議													・各種会議体において、各種法令手続きに関するノウハウ等について情報共有を実施した。	
	【水3】 法令等相談窓口の明確化	◎ 相談窓口およびその役割を明確化し、関係法令窓口との調整または各種アドバイスを行う	◆電力流通事業本部 工務G ◆土木建築室 土木G ◆総務室 用地取得G	明確化の実施 運用開始													・電気事業法、河川法等の相談窓口を明確化し、各所にて必要な相談が行われていることを確認した。	①
【水4】 マニュアル・手順書等の整備	◎ 以下の内容を明確化し、社内規則に記載したうえで、適正な運用を行う ・社内複数部門による確認 ・主務官庁との事前協議の実施 ・工事計画変更時の申請要否判定 ・河川法申請要否判定フローの策定 ◎ 以下について主務官庁の指導を仰ぎ、必要な設備対策を行い、社内規則に記載し、適正な水利使用と報告業務を行う ・省令改正による社内規則の改正 ・冷却水等の取水に対する法的解釈 ・適正な取水方法、報告 等	◆電力流通事業本部 水力発電G ◆土木建築室 土木G	社内規則の改正（以後、必要に応じて都度改正） セルフチェック（工務） セルフチェック（用地・土木） 内部監査（土木） 社内規則の適正な運用													・電気事業法および河川法に関する必要な手続き漏れ防止対策について、社内規則に反映させた上で運用をしている。なお、河川法に基づく取水量報告についての取り決めについては、主務官庁との協議が整い次第反映する。	③	
		◆電力流通事業本部 水力発電G ◆土木建築室 土木G ◆総務室 用地取得G	主務官庁からの指導 ▼省令改正 ▼保安規程改正 設備対応および社内規則の制定・改正 社内規則の適正な運用															
Ⅱ CSRの更なる推進	【水5】 対話による意識改善活動の充実	◎ 自部門のトップ自らが第一線職場とコミュニケーションを図り、意思疎通を図るとともに、トップダウンによる周知等、意識浸透を図る	◆土木建築室 土木G	土木建築室長によるコミュニケーション													・土木建築室長による第一線職場とのコミュニケーションを実施し、部門内の意思疎通を図った。	①
		◎ 第一線職場との直接対話による、会社および部門方針の周知、ならびに補完的に第一線職場コミュニケーションサイトの設置による意見聴取の実施	◆土木建築室 土木G	設置 設置準備 第一線職場と本店とのコミュニケーション（対話） 第一線職場コミュニケーションサイトの運用													本店役職者が第一線職場を訪問し、会社および部門方針を周知するとともに、各職場の問題点や改善要望を議論・聴取した。 ・第一線職場からの意見を聴取するためのサイトの設置・運用を行うとともに、意見への回答の掲示や部門内での情報共有を行っている。	
		◎ 本店・現場間の双方向による階層・組織間の壁を越えた柔軟なコミュニケーションの実施、ならびに意見要望等を吸い上げるしくみ（QMSサポートサイト）の継続。	◆電力流通事業本部 水力発電G	本店・現場双方向による柔軟なコミュニケーションの実施 QMSサポートサイトの運用													・本店・現場間の階層・組織間の壁を越えたコミュニケーションを実施し、本店と現場の意思疎通を図った。 ・第一線職場からの意見・要望を聴取するためのサイトを活用し、適宜業務の是正に取り組んだ。	
	【水6】 コンプライアンス研修の実施	◎ 今回の不適切な事象を踏まえたコンプライアンス事例集を作成し、これを活用したコンプライアンス研修（CSR研修等）の実施	◆電力流通事業本部 水力発電G ◆土木建築室 土木G ◆総務室 用地取得G	事例集作成 研修の実施													・発電設備総点検時の不適切事象を教材とした事例集を作成し、コンプライアンス研修（グループディスカッション）を実施するとともに、実施後のアンケートにより、研修の効果を確認した。	①
Ⅲ モニタリングの強化	【水7】 再発防止対策の確実な実施とそのフォロー	◎ QMS内部監査、セルフチェック等による業務の適正な実施状況と再発防止策の確実な実施と進捗状況について継続的な確認を行う	◆電力流通事業本部 水力発電G ◆土木建築室 土木G ◆総務室 用地取得G	セルフチェック等の実施 水力発電所運営 進捗状況のチェック 進捗状況のチェック セルフチェック（工務） セルフチェック（用地） 内部監査（土木） 進捗状況のチェック 進捗状況のチェック 進捗状況のチェック													・再発防止対策の実施状況について、定期的に確認を実施し、確実に実施されていることを確認した。	④

再発防止対策行動計画実施状況（全電力での取り組み）

課 題		対 策	具体的な取組み	推進箇所	平成19年度												実施状況	20年度の 取り組み
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
IV 全電力での取組み	電力会社各社が 共通して取組む対策	【電1】 日本原子力技術協会等 による原子力安全文化に かかる組織風土評価の 活用	◎ 日本原子力技術協会で行っている安全文化 評価活動など、当社以外の第三者が実施す る評価を受けることで、自らの安全文化に かかる組織風土を把握する	◆原子力事業本部 安全防災G 品質保証G	(H18年度) 原技協アンケートへの回答 アンケート分析（原技協） 結果の現場説明 組織風土把握の具体化等の検討												・平成18年度に日本原子力技術協会が実施した安全文化評価活動 などに関するアンケートの分析結果を現場等へ説明を行った。 ・また、現在、組織風土把握の具体化等を検討している。	③
		【電2】 安全文化醸成に係る教育の 充実	◎ 日本原子力技術協会が作成したe－ラーニ ングまたは、適切な社内カリキュラムによ り安全文化醸成に係る教育の充実を図る	◆原子力事業本部 安全防災G 品質保証G	既存研修の分析・カリキュラム検討 教材検討・作成 教育・研修計画策定 e－ラーニング実施												・日本原子力技術協会が作成した安全文化醸成に関する e－ラーニングを実施した。	③
		【電3】 不適切な事象が確実に報告 されるような言い出す 仕組みの徹底	◎ 前広に情報が提供でき、不適切な事象が確 実に報告される環境を醸成するため、地元 や関係各方面とのコミュニケーションを活 性化させるとともに、通報連絡に関する教 育・訓練を実施する	◆原子力事業本部 発電G 地域共生G	地元および関係各方面とのコミュニケーション 通報連絡教育・通報連絡訓練の実施												・各戸訪問や立地町の方との懇談会を、適宜実施している。 ・社内規則に基づき、通報連絡に関する、教育・訓練を実施 している。	③
		【電4】 ニューシア情報、不適合 情報などの協力会社との 情報共有	◎ 第一線で作業する発電所内の協力会社に対 し、ニューシア情報や不適合情報等を共有 するためデータベースの改善等を行う	◆原子力事業本部 発電G	技術情報連絡会：安全衛生協議会での情報共有化 データベースの拡充・試運用 本格運用												・技術情報連絡会や安全衛生協議会を通じ、ニューシア情報や 不適合情報の共有化を実施している。 ・ニューシア情報や不適合情報のデータベースを作成し、運用 している。	①
	電力会社各社が 共同で取組む対策	【電5】 ニューシア保全品質情報の 対象範囲拡大、基準明確化	◎ ニューシアの保全品質情報において操作ミ ス等の不適合を共有する事象に含めるとと もに、各社の登録情報の相違を改善するた め、登録範囲の拡大・明確化を電気事業連 合会と連携し実施する	◆原子力事業本部 発電G	電事連の活動と連携 社内規則の改正 運用												・ニューシア保全品質情報の登録について、拡大された登録基準を 社内規則に反映し、運用している。	①
		【電6】 ニューシアの運用にかかる 日本原子力技術協会との 連携	◎ 日本原子力技術協会によるニューシアの運 用状況チェック等のニューシア運用を強化 していく取り組みに対し、電気事業連合会 と連携し実施する	◆原子力事業本部 発電G	電事連の活動と連携・運用 原技協によるニューシア 運用状況の公開開始												・各事業者によるニューシアの登録状況や運用状況等を、 日本原子力技術協会（原技協）が定期的に確認し、その結果を 原技協のホームページに公開する運用を開始している。	①
		【電7】 PWR事業者連絡会等に おける電力各社および メーカーとの情報共有化、 関係者一体となつての 予防対策検討	◎ PWR事業者連絡会等によるPWR電力各 社およびPWRメーカー間の情報共有化や関 係者一体となつての予防対策検討の取組 みを継続実施する	◆原子力事業本部 保修G	技術情報の入手[定期的] 定例会議の実施[2回/年] 会議の実施[必要の都度]												・PWR事業者連絡会を通じて、情報共有を行っている。	①
		【電8】 電力間の情報共有 (他社、他産業から 得られた教訓の的確な 反映)	◎ 電気事業連合会の取組みと連携しながら、 他社、他産業の事故・トラブル情報を電力 会社間で共有し、その情報をもとに当社の 設備点検基準の見直し等を図る	◆電力流通事業本部 工務G ◆土木建築室 土木G ◆火力事業本部 火力G	電事連大の活動と連携して対応 上期情報連絡会実施 下期情報連絡会実施												・電事連主催の情報連絡会（情報共有委員会）等により入手した 事象について、情報共有を図るとともに、対応要否の検討を 行った。	②

① 日常業務として実施される仕組みが構築されており、今後は推進箇所で自律的に管理するもの
② 19年度に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
③ 20年度以降に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの

20年度の
取り組み

再発防止対策行動計画一覧表（原子力安全・保安院取組み後に対応する事項）

課 題	対 策	具体的な取組み (5/7 原子力安全・保安院行動計画より抜粋)	推進箇所	平成19年度												実施状況	20年度の 取り組み
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
VII 原子力安全・保安院評価項目	【評価10】 法令遵守体制等の保安規定への明確化	◎ 以下の4項目について、運転上の制限の逸脱時の措置や、安全上重要な情報の発信および原因究明・再発防止のため、保安規定等の充実強化を図る (i)法令遵守のための体制に関すること (ii)安全文化を醸成するための体制に関すること (iii)事故等が発生した場合の原因を根本にまで遡って究明すること (iv)公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること	◆原子力事業本部 安全防災G													・4項目について充実強化等を図った原子炉施設保安規定が認可され、必要な社内規則を改正した。	①
	【評価11】 保安の措置のために講ずべき措置の追加	◎ ①作業手順書等を適正に作成し、これを遵守して保安活動を行う ②メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な調達管理上の措置を行う	◆原子力事業本部 保安計画G 安全防災G 保安G													・作業手順書等の適正な作成・遵守、および必要な技術情報の入手・共有について、原子炉施設保安規定、社内規則を報告が必要な事象が発生した場合、社内規則に基づき報告する。	①
	【評価13】 制御棒引き抜け等の報告義務化	◎ 制御棒駆動操作をしていない状態において、制御棒が動作した事象については、国への報告を行う	◆原子力事業本部 発電G													・安全上重要な行為（起動・停止）に対する保安検査について、受検している。 ・その他の検査制度見直しに係る取組み事項については、国大における検討に参画している。	①
	【評価18】 新検査制度への対応にかかる検討	◎ (i)安全上重要な行為（起動・停止）に対する保安検査を先行実施 (ii)保安計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加し、審査・検査を行う (iii)定事検以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保安計画記載事項とする (iv)プロセス確認型定期検査の徹底のため、検査要領書を改訂する (v)規格基準の透明性の向上を図る ◎ (vi)運転上の制限の逸脱が発生した場合には通報を行う	◆原子力事業本部 安全防災G 発電G プラント・保安技術G ◆原子力事業本部 発電G													・指示8と同じ	③
	【評価19】 運転データ情報の伝送	◎ 必要に応じ、運転データ情報を原子力保安検査官事務所へ伝送する また、伝送範囲や方法等について検討する	◆原子力事業本部 安全防災G													・H20年度の設備改造を目途に調整中。 ・設備改造までの暫定運用について定めた。	③
	【評価20】 情報へのフリーアクセスの確保	◎ 事業者の保安活動に伴う記録類や保安運営委員会等の保安活動全般に係る情報に対し保安検査官が日常的に確認できるよう措置する 検査官、検査員の指摘事項の文書による明確化と確認事項に対する速やかな報告を徹底する	◆原子力事業本部 発電G													・情報へのフリーアクセスの運用以降の対応について、保安検査官事務所と発電所間の取り決めを行なっている。	③
	【評価21】 立入検査の実施	◎ <立入対象発電所> 愛本発電所、黒部川第二発電所、黒部川第四発電所、読書発電所	◆電力流通事業本部 工務G 水力発電G 土木G 土木G													・原子力安全・保安院にて実施された立入検査対応を実施している。	①
	【評価22】 電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実	◎ 供給責任を有する一般電気事業者等について、保安規程の記載内容の充実を図る <充実内容> ・電気事業を運営するために必要な法令要求事項を明確にし、業務遂行に当たっては、それらを満足するようにすること 等	◆電力流通事業本部 工務G 水力発電G 土木G 土木G 火力事業本部 火力G													・原子力安全・保安院にて実施された省令改正に基づき、保安規程を改正し、運用している。	①
	【評価24】 電気主任技術者等の役割の強化	◎ 電気主任技術者、ダム水路主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の独立性の確保及び責任範囲の適切化等を図る														・原子力安全・保安院にて実施された省令改正に基づき、保安規程を改正し、運用している。	①
	【評価25】 火力、水力分野に係る規格基準の見直し	◎ <火力分野> 溶接安全管理検査制度に係る規制の見直しを図るため技術基準及び同解釈の見直しを実施 <水力分野> 規制の透明化及び利便性の向上等を図る観点から、河川法との整合化を図りつつ、技術基準及び同解釈の見直しを実施														・原子力安全・保安院にて実施された省令改正に基づき、保安規程を改正し、運用している。	③
	【評価28】 保安規程等を遵守するための仕組みの検討	◎ 内部運用規定やマニュアル等を保安規程に明確に位置づけるとともに、その遵守状況に係る内部監査を行い、その結果を踏まえ改善を行うことを求めるなどについて検討を進める														・原子力安全・保安院により、仕組みの検討が実施されており、その結果を踏まえ対応していく。	③
	【評価29】 保安活動を外部評価する仕組みの検討	◎ 事業者における保安活動の実施状況に対して定期的に立入検査やトップヒアリングを行い、それらの結果を踏まえた仕組みの導入について検討を進める														・原子力安全・保安院により、仕組みの検討が実施されており、その結果を踏まえ対応していく。	③
	【評価30】 水力、火力分野に係る申告処理の充実強化	◎ 公益通報者保護法の施行の状況を踏まえつつ、水力、火力分野に係る申告について周知を図るなど、申告処理の充実に向けた検討を進める														・原子力安全・保安院により、仕組みの検討が実施されており、その結果を踏まえ対応していく。	③

①日常業務として実施される仕組みが構築されており、今後は推進箇所で自律的に管理するもの
②19年度に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
③20年度以降に取組みが一巡し、日常業務として実施される仕組みを構築するもの
④②③が日常業務として実施される仕組みが構築されるまで、モニタリングを行うもの